

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

- 当市の人口は平成 12 年以降減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040(平成 52 年)年以降は、38,508 人と 2010 年(平成 22 年)に比べ 26.2%の減少が見込まれている。
生産年齢人口は、1990 年(平成 2 年)をピークにその後は減少をたどっており、2040 年(平成 52 年)はピーク時に比べ 26.2%の減少が見込まれている。
- 当市は、明治から昭和初期にかけては製糸の町として栄え、近年は金属・機械・電子の製造業が多く、製造品出荷額等約 12,268 億円のうち、金属・機械・電子で約 840 億円、全体の約 70%を占め、従業員数も全体の 50%を超えている。
- 産業構造を産業別構成比から見ると、一次産業 11.7%、二次産業 28.8%、三次産業 57.8%であり、平成 17 年と比較すると、一次産業は横ばい、二次産業が減少し、三次産業は増加している。三次産業のうち、「卸売業・小売業」の割合が大きく、平成 26 年の商業統計調査によると年間商品販売額は約 840 億円であり、前回調査と比較して 12.1%増加している。
- 当市は、平成 24 年経済センサスー活動調査によると、雇用者数の約 30%、売上高の約 40%、付加価値額の約 40%が製造業、雇用者数の約 20%、売上高の約 30%、付加価値額の約 20%が卸売業・小売業となっており、製造業ならびに卸売業・小売業を中心とした経済構造をなしている。
- 当市は、気温の寒暖差が大きく降水量の少ない気候で、水はけの良い扇状地形を生かした全国有数のぶどう、りんご、ももをはじめとした果樹の産地である。
農業生産額の 80%以上を果樹が占めており、産業別就業人口の約 12%が農業従事者である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、計画期間中に年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は須坂市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3 %以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- 認定者の支援措置として、固定資産税の軽減措置を図る観点から、市税を滞納している者については、計画の認定の対象としない。